

ふくおか地産地消応援の店 実施要領

1 趣旨

本事業は、県が認定した「ふくおか地産地消応援の店」（以下「応援の店」という。）が、県産農林水産物や、県産農林水産物を使用した料理等を年間を通じて消費者に提供することにより、県民が県産農林水産物を消費する機会を増やし、地産地消の推進や本県農林水産業の果たす役割や重要性について、理解促進を図ることを目的に実施するものである。

2 認定対象

原則として、県内において営業している飲食店、総菜店、旅館、ホテル、農林水産物直売所等を対象とする。

※農林水産物直売所とは、生産者又は生産者のグループが、自ら生産した農林水産物を定期的に消費者に直接販売するため、自ら開設した施設又は、市町村、第三セクター、農業・漁業協同組合、企業等が開設した施設である。

但し、無人施設や自動車等による移動販売、果実等の季節性が高い農林水産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは除く。

3 認定要件

次のすべての要件を満たすこと。

(1) 飲食店、総菜店、旅館、ホテル等

- ① 県産農林水産物を使用した料理等を年間を通じて消費者に提供していること。
- ② ①の情報を店内、メニュー等に表示するなど、利用者に情報提供していること。
- ③ 食品衛生法、米トレーサビリティ法等、関係法令を遵守していること。
- ④ 事業主・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係もない者。

(2) 農林水産物直売所

- ① 地元産をはじめ、県産農林水産物を積極的に販売していること。
- ② 出荷者に対し、生産履歴の記録、農薬の適正使用について、周知を行っていること。
- ③ 食品衛生法、米トレーサビリティ法等、関係法令を遵守していること。
- ④ 事業主・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係もない者。

4 認定申請

応援の店の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式1号）に必要事項を記載の上、次のいずれかの方法により申請を行う。

(1) 認定申請書を郵送又はFAXで提出する。

【認定申請書の設置場所】

各市町村、食の安全・地産地消課 等

(2) 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」ホームページ (<https://f-ouen.com>) の入力フォームから申請、あるいは認定申請書をダウンロードしメールで提出する。

5 認定審査

県は、認定申請書を受理したときは、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

6 認定証の交付

県は、認定の要件に適合した場合は、応援の店として認定し、認定証を交付する。

7 応援の店に対する県の支援

- (1) ホームページや県の広報媒体等を活用して、応援の店をPRする。
- (2) 応援の店に対して、PR用ののぼり等を提供する。

8 認定期間

認定の日から3年間とし、その後、1年毎に自動更新する。

9 認定の取消し

応援の店が3の認定要件を満たさなくなったとき、その他応援の店に相応しくない事由が発生したときは、県は認定を取り消し、認定証の返却を求めることができる。

10 認定の辞退

応援の店の認定の辞退を希望する場合は、辞退届(様式2号)を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成23年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 7月 1日から施行する。